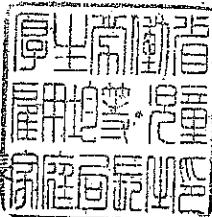
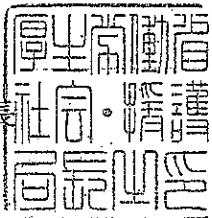


雇児発1014第3号
社援発1014第6号
老発1014第1号
平成22年10月14日

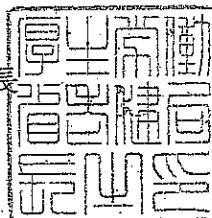
都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立を行う際の審査基準や社会福祉法人の定款準則については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「平成12年連名通知」という。）により定めているところであるが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」とされたところである。

これまで保育所を経営する事業のみを行う社会福祉法人については、評議員会の設置の適用が除外されており、また、当該法人が、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく一時預かり事業（以下「一時預かり事業」という。）を行っている場合は、平成21年4月1日から起算して3年内に評議員会を置くものとすることとしていたが、上記決定を踏まえ、本通知をもって、当該場合についても評議員会の設置の適用を除外することとした。併せて、当該法人が、保育所を経営する事業と併せて児童福祉法第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）を行っている場合（一時預かり事業

と地域子育て支援拠点事業の両方の事業を行っている場合を含む。)についても同様の取扱いとすることとした。これに伴い、平成12年連名通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、適切な指導監督に当たるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。